

一平成28年度ー 事業計画

平成28年4月から障害者差別解消法が施行されます。法の施行に併せて、基幹相談支援センターを中心に、この法律の趣旨を広く市民に周知するとともに、障がい者差別の相談を受けることで障害のある人もない人も住み良い街づくりを進めてまいります。その他、市民の皆様に信頼され必要とされる社協をめざして以下のとおり各事業を推進してまいります。

●法人運営関係

法人の核となる理事・評議員の連携を深め、社協組織の強化を目指し、市民に信頼される法人運営に取り組んで行きます。

●地域福祉事業の推進

地域に暮らす誰もが安心して暮らせる街づくりをめざし、市内14の地区福祉委員会およびその支部福祉委員会への支援を行います。

また、「地域の暮らしを話す会」については、本年度も継続して行い、地域ニーズの把握に努め、地域福祉を推進します。

●災害に強い街づくり事業の推進

災害に備え、地域の自主防災組織への支援を行うとともに、災害時の避難行動要支援者に対する個別避難支援計画の策定を関係機関と協力のうえで促進していきます。さらに、26年度よりスタートした災害ボランティア事前登録者と平時からの防災意識の高揚と発災時の迅速な対応ができる体制の構築をめざすとともに、社協災害救援マニュアルの見直しを行います。

●ボランティアセンター事業の推進

市民にボランティアセンターを知つてもらい、ボランティア活動への理解と関心を深めるために、ボランティアフェスティバルやボランティア講座などを開催します。

□各種イベントを開催します

- ・ボランティアフェスティバルの開催(5/21(土))
- ・社協チャリティバザー・社協ふれあいクリスマス会・障がい児者ふれあいボッチャ交流会

●総合相談事業の推進

心配ごと相談所を関連団体の協力によって開設します。

●在宅福祉活動の推進

- 福祉車両および車イスの貸出
- 有償協力員派遣事業「おたがいさまの会」の運営

●コミュニティソーシャルワーカー(CSW) 事業の推進

複雑な課題を抱えた方への支援を行うために、地区福祉委員会や民生委員児童委員、各関係機関と連携をし、ネットワークを構築し、地域における要援護者の発見・つなぎ・見守りの機能強化を図っています。

●地域包括支援センター事業

高齢者が住みなれた地域で安心して生活が続けられる目的に活動します。

認知症の方が地域で住み続けられるよう認知症サポートー養成講座・認知症カフェの開催など行います。

●基幹相談支援センター事業

障がい者（児）とその家族が、地域で安心して暮らすことができるよう一人一人に寄り添った相談を行います。

また、今年度から施行される「障害者差別解消法」について広く啓発を進めます。

●広報宣伝活動の推進と備品の貸し出し

社協事業や地域福祉について理解を深めるため、活動を知つていただき、必要な情報が届くように「社協だより」や「ホームページ」などによる情報提供を行います。

また、市民の福祉活動の充実のため、備品の貸し出しを行います。

●社協会員組織の充実と自主財源の強化

市民の地域福祉活動にたいする理解と認識をより一層深め、社協会員の継続加入と新規加入を促進し、自主財源の確保を図ります。

●日常生活自立支援事業の推進

●共同募金運動の推進

●大阪府生活福祉資金等の貸付業務の実施

●民生委員児童委員協議会との連携

●市立社会福祉センターの管理運営

一般会計予算

